

報告第7号

議決事項一部変更専決処分につき報告のこと

山手環状線（大窪－西工区）道路新設工事請負契約（令和6年9月30日議決）の一部変更につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

専決第 7 号

議決事項一部変更のこと

山手環状線（大窪－西工区）道路新設工事請負契約（令和 6 年 9 月 3 0 日議決）の一部変更につき、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 2 月 1 1 日専決

明石市長 丸 谷 聡 子

記

議決事項の一部を次のように変更する。

変 更 後				変 更 前			
1	工 事 名	山手環状線（大窪－西工区）道路新設工事		1	工 事 名	山手環状線（大窪－西工区）道路新設工事	
2	請負金額	金 1 9 7 , 6 9 4 , 2 0 0 円		2	請負金額	金 1 9 9 , 8 6 1 , 2 0 0 円	
3	相 手 方	明石市大久保町八木 7 3 9 番地の 1 0 株式会社金田土木 代表取締役 金 田 孝 行		3	相 手 方	明石市大久保町八木 7 3 9 番地の 1 0 株式会社金田土木 代表取締役 金 田 孝 行	
4	工事概要			4	工事概要		
種 別		内 容		種 別		内 容	
道路新設工事		延長 3 7 0メートル 幅員 1 6メートル		道路新設工事		延長 3 7 0メートル 幅員 1 6メートル	
5	支払条件			5	支払条件		
	令和6年度	金 8 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円以内			令和6年度	金 8 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円以内	
	令和7年度	金 7 5 , 4 6 0 , 0 0 0 円以内			令和7年度	金 7 5 , 4 6 0 , 0 0 0 円以内	
	令和8年度	残 額			令和8年度	残 額	
備考				備考			
変更部分は、下線の部分である。							

（提案理由）

本案は、水利組合との協議の結果、仮設排水管の設置が不要となったことから、請負金額を減額する必要が生じたことに伴い、議会の議決を得た契約内容の一部を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項第4項第1号の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告するものである。